



(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

官報
目次

省令

- 令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令(総務・外務二)
- 令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令(総務・外務二)

〔その他告示〕

- 在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件(総務一四)
- 在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件(同一五)
- 選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件(中央選挙管理会二)

その他の告示

別表

この省令は、公布の日から施行する。

附則

○外務省令第一号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百四十二条第五項(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のようく定める。

令和八年一月二十三日

令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

令和八年一月二十三日

外務大臣 林芳正
外務大臣 茂木敏充

令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

令和八年一月二十三日

外務大臣 林芳正
外務大臣 茂木敏充

省令

外務省令第一号

○外務省令第一号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百四十二条第五項(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のよう指定期する。

令和八年一月二十三日

在ブータン日本国大使、在ギリバス日本国大使、在クック日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在ニウエ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネービス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ

総務大臣 林芳正

在コルカタ日本国総領事
在チエンナイ日本国総領事
在ベンガルール日本国総
在ムンバイ日本国総領事
在スラバヤ日本国総領事
在デンパサール日本国総
在メダン日本国総領事
在カンボジア日本国大使
在スリランカ日本国大使
在チエンマイ日本国総領
在済州日本国總領事
在釜山日本国總領事
在広州日本国總領事
在重慶日本国總領事
在瀋陽日本国總領事
在青島日本国總領事
在ネバール日本国大使

日本国大使、在パハマ日本国大使、在アンドラ日本国大使、在ウクライナ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在イエメン日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラン日本国大使、在シリア日本国大使、在エジプト日本国大使、在カーボベルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スリランカ日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在南スリランカ日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ローマ国際機関日本政府代表部大使、在ウイーン国際機関日本政府代表部大使、在ユネスコ日本政府代表部大使、国機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使、欧州連合日本政府代表部大使、北大西洋条約機構日本政府代表部大使、アフリカ連合日本政府代表部大使及び在外公館等における在外投票を行うことができる期間に定める。

○総務省告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第四十九条の二第一項第一号イ（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十六条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査において在外公館等における在外投票を行うことがで表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

令和八年一月二十三日

総務大臣 林 芳正

在ハンガリー日本国大使
在フィンランド日本国大使
在フランス日本国大使（在ヌメア領事事務所を管理する場合に限る。）
在マルセイユ日本国総領事
在ブルガリア日本国大使
在ボーランド日本国大使
在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使
在ボルトガル日本国大使
在モルドバ日本国大使
在ラトビア日本国大使
在リトアニア日本国大使
在ルーマニア日本国大使
在ルクセンブルク日本国大使
在ウラジオストク日本国総領事
在サンクトペテルブルク日本国総領事
在ハバロフスク日本国総領事
在イスラエル日本国大使
在オマーン日本国大使
在カタール日本国大使
在クウェート日本国大使
在サウジアラビア日本国大使
在ジッダ日本国総領事
在トルコ日本国大使
在バーレーン日本国大使
在ヨルダン日本国大使
在レバノン日本国大使
在アルジェリア日本国大使
在アンゴラ日本国大使
在エジプト日本国大使
在エチオピア日本国大使
在エリトリア日本国大使
在ガーナ日本国大使
在ガボン日本国大使
在カメルーン日本国大使
在ギニア日本国大使
在ケニア日本国大使

在コートジボワール日本国大使
在コンゴ民主共和国日本国大使
在ザンビア日本国大使
在ジンバブエ日本国大使
在セーシェル日本国大使
在セネガル日本国大使
在タンザニア日本国大使
在チュニジア日本国大使
在ナイジエリア日本国大使
在ナミビア日本国大使
在ブルキナファソ日本国大使
在ボツワナ日本国大使
在マラウイ日本国大使
在マラウイ日本国大使
在南アフリカ共和国日本国大使（在ケープタウン領事事務所を管理する場合に限る。）
在モーリシャス日本国大使
在モザンビーク日本国大使
在モロッコ日本国大使

在トンガ日本国大使
在マーシャル日本国大使（在エンカルナンソン領事事務所を管理する場合に限る。）
在パラグアイ日本国大使（在エンカルナンソン領事事務所を管
理する場合に限る。）
在ベネズエラ日本国大使
在ボリビア日本国大使（在サンタクルス領事事務所を管
理する場合に限る。）
在スペイン日本国大使（在ラスパルマス領事事務所を管理する
場合に限る。）
在ベラルーシ日本国大使
在ウガンダ日本国大使
在ジブチ日本国大使
在ベナン日本国大使
在マダガスカル日本国大使
在マリ日本国大使
在モーリタニア日本国大使
在ルワンダ日本国大使

選挙の期日前九日に当たる日

○中央選挙管理会告示第一号
公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第三項の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員総選挙の比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆